

令和6年度第6回菊陽町定例教育委員会会議録（公開用：要点筆記）

1 開会及び閉会に関する事項

開 会 令和6年9月25日（水） 午後1時28分

閉 会 令和6年9月25日（水） 午後2時55分

2 出席委員

教 育 長 二 殿 一 身

教育長職務代理者 紫 垣 徹

教育委員 坂 田 和 明

教育委員 市 原 久 美 子

教育委員 山 崎 華 子

3 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

教育部長 矢野 博則

教育審議員 吉永 公紀

生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長 岡本 勇人

スポーツ振興課長 鍋島 二郎

施設整備課長 荒牧 栄治

人権教育・啓発課長 弓削 浩昭

学務課長 平 征一郎

学務課長補佐兼指導主事兼学校給食係長 高宗 洋

学務課総務係長 高木 淳子

学務課学校教育係 高山 恵子

4 公開の審議

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項で「人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しいことができる」と規定されています。今回の議題は、4件ですが、議題（2）（3）（4）は、人事及び個人情報に関する案件のため非公開とします。その他については公開します。

5 傍聴人の有無

なし

6 議題及び動議を提出した者の氏名

（1） 菊陽町図書館児童コーナー床張り替え工事に伴う臨時休館について

（岡本生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長）

- (2) 菊陽町教育委員会外部評価委員の委嘱について
(高木学務課総務係長)
- (3) 令和6年度菊陽町就学援助支給対象者の決定(追加分)について
(平学務課長)
- (4) 区域外就学願いについて
(平学務課長)

7 質問及び討論

- (1) 菊陽町図書館児童コーナー床張り替え工事に伴う臨時休館について【公開】
(岡本生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長)
なし
- (2) 菊陽町教育委員会外部評価委員の委嘱について【非公開】
(高木学務課総務係長)
なし
- (3) 令和6年度菊陽町就学援助支給対象者の決定(追加分)について【非公開】
(平学務課長)
なし
- (4) 区域外就学願いについて【非公開】
(平学務課長)
なし

8 議事の概要及び議決

- (1) 菊陽町図書館児童コーナー床張り替え工事に伴う臨時休館について【公開】
原案承認
- (2) 菊陽町教育委員会外部評価委員の委嘱について【非公開】
原案承認
- (3) 令和6年度菊陽町就学援助支給対象者の決定(追加分)について【非公開】
原案承認
- (4) 区域外就学願いについて【非公開】
原案承認

9 その他の報告

(1) 令和6年9月議会の一般質問について
(矢野教育部長)

(2) 菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
(平学務課長)

(3) 菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定について
(平学務課長)

10 その他の報告についての質問及び討論

(1) 令和6年9月議会の一般質問について
(矢野教育部長)

坂田教育委員

39ページの下から4行目の「自分の子どもの言い分だけを聞き、学校に過大な要求を求めてくるケース」とはどのようなケースか。

吉永教育審議員

保護者と学校との間で信頼関係を築いていくと思うが、その過程でズレが生じてくるケースもあります。中には、学校が苦慮しているケースもあり、その分については、スクールロイヤーに相談しています。

坂田教育委員

保護者が子どもの言い分を聞くだけではなくて、学校や教育委員会と一緒に子どもの話を聞くことはしているのか。

吉永教育審議員

子どもが親に伝えたことと、学校が確認している事実について、ズレている場合もあります。その時は、学校が事実確認をした上で保護者に伝えています。それでも保護者から相談があれば、そのズレがどこで起きたのかを学校が再度確認していますので、教育委員会として、保護者と学校を交えて何かをするということは行っていません。

二殿教育長

西合志南中学校では、カスタマーハラスメント対策として、今年の5月から電話機に録音機能を設置しています。

坂田教育委員

小学校の部活動については、平成31年度から地域移行しているが、それまでに重大事故等はな

かったか。

吉永教育審議員

特に重大事故等はありません。

市原教育委員

45ページのアーバンスポーツについて、スケートボードは少しずつ認知されてきていると思うが、多くの方へ浸透するようにイメージ図を作成するなど、啓発活動を行ってはどうか。

鍋島スポーツ振興課長

44ページでは、今年の3月に熊本県と菊陽町とのアーバンスポーツの推進に関する協定を締結しています。県と連携した普及活動や、競技団体の育成も実施していくこととしており、イベント、大会、合宿の誘致なども実施していきます。

また、46ページでは、令和8年に完成を予定しており、1年前イベントとして、県が総合体育館周辺で約8千人の集客を見込んでいます。

市原教育委員

53ページのフリースクールや通信制の高校の誘致について、町は考えていないという答弁でした。従来は、どうにかして子どもたちが学校へ登校できるように努力していたが、最近は文部科学省からも適切な学習の場があるのではないかなど必ず学校へ通わせることとはまた違う考え方になってきているのではと思います。町としては、その考えに準じているということでもいいのか。

吉永教育審議員

フリースクールが、学校に行けない子どもたちにとって、1つの選択としてあるということは十分理解していますし、将来の目標に向かっていくための状況を作りたいと考えています。

市原教育委員

基本は学校へ通うことが当然ですが、どうしても学校へ行けない子、ブランクの期間が学力の保証もされない、生活力もつかないとなれば、最終的にはどう生きるかの人生観になると思います。大人がしっかりと準備して、様々な支援や声掛けをしていかなければならないと思います。

二殿教育長

学校は、学力だけでなくコミュニケーションを取るために大事な場所でありますので、どうしても学校に行けない子は、学校内にある心の教室や、すぎなみ教室に通っています。それでも難しい場合は、オンラインによる授業やフリースクールも出席扱いとしていますので、いろんな機会があってもいいのではないかと思います。

(2) 菊陽町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

(平学務課長)

坂田教育委員

66ページの条例の第5条学校給食費の減免についてですが、地域の代表や保護者の方に、実際に給食を食べてもらったり、味についての意見などを聞く場やアンケートを取るなど色々なやり方があるかと思うが、こういう場合にもこの減免が適用されるのか。

平学務課長

第5条の学校給食費の減免については、あくまでも災害等の被害を受けた場合の減額や免除を想定しています。外部の方が給食を試食する場合等は、給食費を徴収するところで考えています。

(3) 菊陽町学校給食運営協議会設置条例の制定について

(平学務課長)

なし

教育長 それでは、提案された議題については上記のとおり決定してよろしいですか。

教育委員全員 異議なし